

議員発議

議員発議により、下記2件の意見書を可決しました。
そのうち、1つの意見書を掲載いたします。

- ◆義務教育費国庫負担制度堅持及び負担率2分の1復元を求める意見書
- ◆私学教育の充実と発展を求める意見書

義務教育費国庫負担制度堅持及び負担率2分の1復元を求める意見書

1953年、日本国憲法に基づき義務教育の根幹である教育の機会均等、水準確保、無償制を支えるため、義務教育費国庫負担法が制定され、義務教育費国庫負担制度が開始されました。

しかし、国は国と地方の役割分担や財政状況等を踏まえ、1985年から2004年にかけて、給料・諸手当以外の費用を一般財源化し、さらに2005年には、義務教育費国庫負担金について国の負担率を2分の1から3分の1とする大幅削減を決定しました。

この負担率の縮小や地方交付税の削減、厳しい財政状況などから、自治体においては教育予算を確保することが困難となっており、教育の自治体間格差の発生が懸念されています。

さらに、2006年、地方分権の在り方についての理念や手続きを定めた地方分権改革推進法が成立したことを受け、今後、義務教育費国庫負担制度の廃止を含めた議論がなされることが危惧され、教育の全国水準や教育の機会均等が確保できるかが危ぶまれています。

よって、下記の事項について、強く要望いたします。

記

- 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 教育の自治体間格差を生じさせないため、義務教育費国庫負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年9月28日

岩手県奥州市議会

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様、文部科学大臣様

第3回臨時会のあらまし

平成21年第3回臨時議会が7月17日に開催されました。

国の第1次補正予算で、新たに創設された地域活性化・経済危機対策臨時交付金の充当事業や緊急雇用創出事業の追加、法人市民税過誤納付還付金等約13億4千万円の追加補正が上程され原案のとおり可決されました。

今回の補正で奥州市に交付される地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用策として、景気浮揚を目的とし117事業に11億4700万円余りが予算化され、そのうち地域要望事業に2億円が配分されております。予算審議では、特に経済不況をうけ平成21年度法人市民税の大幅な落ち込みが予想される中での1億4000万円余にのぼる市税過誤納金還付金について、また緊急雇用創出事業関連、求職相談・生活相談への対応、母子家庭への支援、国指定史跡としての高野長英旧宅購入保存、保育所の耐震補強、スマートインター工事、基本構想、地区センター運営経費、公用車のハイブリット化の問題等多岐にわたり活発な論議が展開されました。